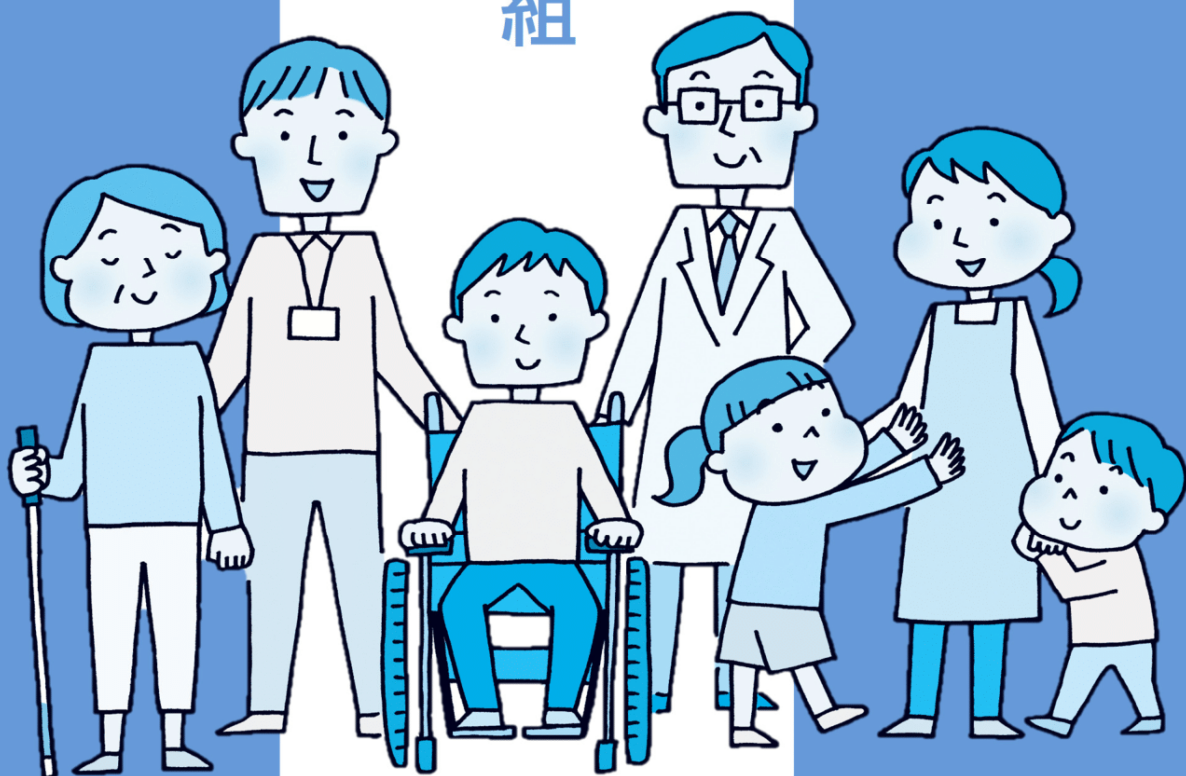


第3章

各分野における取組



1 • 「ひと」分野

1
めざすべき社会像



全ての人 が、 人格と個性を尊重され、 共に理解を深め 支え合う社会

共生社会の実現に向け、障害がある人とそうでない人が、子どもの頃から身近に触れあえるよう、共に学び育つ場の整備が必要です。

誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って地域で暮らしていけるよう、専門的な支援を地域で行うことで、支援を必要とする人が、居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる体制を作ります。

また、今後の生産年齢人口の減少やサービス量の増加等に備えて、障害福祉サービスを支える人材の確保と育成を推進するとともに、声をかけあえる共生社会を担う住民意識の向上、障害のある人のエンパワーメントとしての意思決定支援を推進します。



▲ロボットプログラミング体験

実現
したいこと
1

学校教育や生涯学習等を通じた 豊かな心の育成

人間の多様性の尊重等の強化や、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下で、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え一人一人の教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

県では、共生社会の実現を目的として、平成31年に策定した「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」を着実に実施し、さらなる教育の充実を図ります。

具体的には、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）」の縦横連携を構築し、以下を目指します。

- ・全ての学校園において、全ての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができること
- ・障害のある幼児児童生徒が、個別の教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができること
- ・学校における支援の効率をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができること

ア

連続性のある多様な学びの場における 教育の充実（縦の連携）

学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実

- ・多様な学びの場における指導の充実
- サポートファイル等の活用促進による就学前からの適切な教育相談・支援体制の強化
- 就学前～小・中学校～高等学校～大学等、進学・就職時の支援情報の引継ぎによる学びの連続性の確保
- 精神保健福祉について、発達段階に応じた保健学習において、心の健康や精神疾患に関する理解を推進
- 高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への支援の充実
- ICTを活用した自立活動の効果的な指導の推進
- ・「交流及び共同学習」の一層の充実
- 地域との交流活動や社会体験活動等を通じた特別支援学校児童生徒等の自立や社会参加への支援
- 新 ㊦ ○人と人の触れ合いや関わりの中で育つ教育の実現
- 特別支援学校と高等学校等との「交流及び共同学習による相互理解の促進

○：2026年にめざす施策、●：今後さらに検討を深めていく施策

新：新たに実施すべき施策、㊦：ポストコロナ社会に向けて実施すべき施策

- 学校教育における未来の福祉人材の育成を見据えた交流及び共同学習
 - 副次的な学籍の導入等、特別支援学校の児童生徒等が居住地の学校や地域とつながるシステムの構築
 - 県立高等学校に設置した県立特別支援学校分教室と高等学校との「交流及び共同学習」を一層推進
- ・自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実
 - 将来を見通した系統的なキャリア教育・就労支援の推進
 - 職場見学や現場実習を通じた早期段階から卒業後をイメージした進路指導の充実
 - 実践的段階的な教育と可能性を伸ばす学習の充実

全ての教職員の学びの継続による専門性の向上

- インクルーシブ教育システム構築に向けた全ての教職員の障害特性等への正しい認識、合理的配慮の理解促進

教育環境整備の推進

- ☐ ○自然災害等も見据えた緊急時の家庭とのICTを活用した連絡体制の整備
- スクールカウンセラーの配置等による特別支援学校児童生徒の心理的問題の解決
- 児童生徒の増加が見込まれる地域への特別支援学校の整備推進
- 学校のバリアフリー化整備推進

イ

連携による切れ目のない一貫した 相談・支援体制の充実（横の連携）

関係機関との連携による支援の充実

- 医療・保健・福祉・労働等関係機関のさらなる連携強化による支援体制の構築
- 適正な就学先決定や合理的配慮の提供に向けた市町支援の充実
- 発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する相談体制の充実、専門家チームの派遣等支援体制の強化
- 子育て支援カウンセラーの配置等私立幼稚園における特別支援教育の振興
- 学校と放課後等デイサービスの情報連携体制の推進
- 福祉事業も活用した通学に対する支援の充実
- 医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する支援体制の充実と、看護師の配置等における関係機関との連携の強化
- 医療的ケア児の小中学校入学にかかる実態把握と対応の検討

特別支援教育に関する理解啓発

- 多様な子どもたちが共に学ぶための支援体制の構築と発信

ウ

障害理解の促進

- ユニバーサル社会づくりの基本理念の理解促進と「思いやる」「つながり合う」意識の向上を図る取組の推進
- 障害のある子どもとない子どもが、学校の休み時間や放課後に一緒に遊び、ともに育つ場の検討
- 大学による学生の積極的な受入れに向けた支援情報の引継ぎや学生の学びの充実
- 生涯に渡る学びの推進
- 講演会や研修等様々な機会を通じた障害のある人への理解をはじめ、障害そのものに対する理解及び社会参加・交流・共生社会などの重要性にかかる理解を深め、思いやりの心を持つ継続性のある福祉教育の推進
- ヘルプマークやみんなの声かけ運動等の普及啓発を通して、公共交通機関等における座席の譲り合いの推進、エレベーター、多目的トイレ等の利用に係る周囲のマナー向上啓発
- テレビ、ラジオ、SNS等ターゲットとする年齢層に応じた様々な広報媒体を活用し、民間企業・団体と連携した障害特性の普及啓発
- 研修等を通じた行政職員の障害特性への理解の促進
- 身体障害者補助犬に対する県民の一層の理解促進

 実現
 したいこと
 2

 障害のある子どもが自立するための
 地域連携の強化

障害のある子どもが自立して生活していけるように、各地域での発達支援や生活支援の資源や連携体制を充実させることが必要です。

また、医療技術の進歩に伴い増加している医療的ケアが必要な子どもと家族が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、成人になった後も適切な支援が提供されるよう取り組みます。

ア

地域支援、地域連携体制の充実

- 児童発達支援センターの圏域又は市町域における整備と質の高い障害児相談支援の実施
- 軽・中度難聴児に対する補聴器等の購入支援
- 聴覚障害児に関わる現場の専門職に必要な対応力と知識の習得を支援
- 在宅の障害児・者の地域生活を支えるための障害児福祉サービス事業所や保育所等への療育に関する技術の指導等の支援
- 障害児通所支援事業所の支援の質の向上を図るための研修の実施
- 障害のある子どもの一時預かりなどのための短期入所等の充実
- 障害のある子どもたちの放課後の居場所や交流の場づくり
- 重症心身障害児を支援する通所事業所及び居宅訪問型児童発達支援事業所の圏域又は市町域における整備
- 発達障害児への早期支援
- 県立こども発達支援センターにおける発達障害児に対する医療・療育支援の実施

- 発達障害児等の保育所等への受け入れ支援
- 保護者に向けた障害のある子どもの教育に関するリーフレット等の情報を一元化したホームページの充実

イ 医療的ニーズへの対応

- 医療的ケア児者とその家族に対する支援体制の強化
- 新 ○医療的ケア児者やその家族への相談支援をワンストップで行う「医療的ケア児支援センター」機能（圏域コーディネーター及び市町との連携）の構築
- 医療的ケア児者に対する市町の支援及び体制整備（医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児支援の協議の場の設置等）
- 医療的ケア児者の身近な支援体制の構築（市町コーディネーター配置）とレスパイトケア及び緊急時の受入先確保
- 医療的ケア児者に対応した放課後等デイサービスや短期入所等の充実
- 医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の圏域又は市町域における整備
- 成人した医療的ニーズのある人に対する医療機関の確保と切れ目のない支援体制の充実
- 医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する看護師の配置等支援体制の充実と市町等との連携強化（再掲）
- 新 ○医療的ケア児の小中学校入学にかかる実態把握と対応の検討（再掲）

実現
したいこと
3

お互いが声をかけあい支え合う ひとつづくりの推進

障害のある人の地域生活を総合的に支援するため、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者若しくは医師、看護師、保健師、理学・作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、及び精神保健福祉士等の資格を有する福祉・医療職など、多職種・多分野・多領域の関係者と連携を図りつつ、人材育成・確保に取り組めます。

また、障害のある人が身近な地域で相談支援を活用でき、本人の望む障害福祉サービス等の支援を受けながらその人らしい生活を送ることができるよう、県内各地で整備が進められている基幹相談支援センターや包括的・重層的な相談支援体制に対し、県として市町の取組を促進するための支援を行います。

さらに、既存の社会資源では解決が難しい課題について、自立支援協議会等において行政と事業所等が共同で検討し必要な情報を共有できるよう体制の構築を進めます。

ア 福祉人材の確保・育成

- 障害福祉サービスを支える人材の確保と育成、質の向上
- 福祉の仕事の気高さや誇りの再認識に向けた取組の推進
- コ ○これからの対人援助のあり方検討
- サービス管理責任者等の質の向上
- 本人中心で客観的なサービス等利用計画・個別支援計画の作成能力の養成

- 障害者サービス事業所における強度行動障害支援者の養成
- ☐ ○障害福祉分野のICTモデル事業・ロボット等導入支援事業の実施
- 障害者サービス事業所における処遇改善加算等の着実な取得による職員の処遇改善の推進

イ

ボランティア活動の促進

- 相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を受け止め支援につないでいく仕組みづくり
- ユニバーサル社会づくりの実現に向けた意識の啓発と取組の推進
～声かけ運動の展開～
- 認知症の人と家族の支援ニーズと認知症サポーター等地域の身近な支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築支援

ウ

相談支援体制の充実と連携強化

- 総合相談窓口の設置や窓口間の連携促進など包括的な相談支援体制の構築
- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センター等の専門機関及び障害者相談員等による相談支援
- 圏域コーディネーターによる市町の相談支援体制の強化と基幹相談支援センターを核とした相談支援ネットワーク機能の構築・強化
- 障害のある人の視点に立つ基本相談の強化と相談支援の質の向上
- 相談支援専門員の確保と相談支援事業所の経営安定化による各市町におけるサービス等利用計画作成体制の構築
- 利用者本人によるサービス等利用計画作成にかかる助言等
- ☐ ○コロナ禍でも感染防止対策をしながらの訪問や緊急時を想定した相談支援体制の確保
- 相談支援従事者及び介護支援専門員の共通研修等を通じた制度間連携と相互理解の促進
- 障害のある人を支える医療職と福祉職など多職種や多分野の連携強化
- ピアサポーター（当事者に対する当事者である支援者）による支援や家族への支援の充実
- 高次脳機能障害のある人に対する専門的相談支援等の確保
- 多機関連携の中心となる発達障害者支援センターの運営
- こころのケアセンターの運営
- ☐ ○自殺ハイリスク者に対する相談対応職員の養成
- ☐ ○女性の自殺リスクに対する相談体制の整備
- ひきこもり・不登校等の本人（青少年～中高年者）及びその家族に対する段階に応じた相談等のきめ細やかな支援
- 新 ☐ ○ケアラー・ヤングケアラー支援の相談窓口設置や支援者養成研修の実施
- 認知症に対する相談体制の整備
- ひょうご若年性認知症支援センターの運営

2・「参加」分野

1「めざすべき社会像」



全ての人々が、 持てる力を発揮し、 多様な社会参加が できる社会

誰もが、自らの適性に応じて能力を発揮して働いたり、地域社会の様々な活動に参加することができるようにすることが重要です。

そのためには、芸術文化活動やスポーツ、レクリエーション等を通じて生活を豊かにし、健康の維持や体力の増強、交流や余暇の充実をはかり、社会参加を促進することが必要です。

また、参加の機会を確保するため、社会のあらゆる場面における障害を理由とする差別の解消と権利擁護を進めるとともに、社会参加するための手段としての在宅・外出・移動支援のサービスを充実することが必要です。



▲農福連携事業で農作業に従事する様子

実現
したいこと
1

障害特性や状況に応じた多様な 就業機会の確保

就労は、障害のある人が経済的に、また誇りを持って生活を送るための重要な手段です。能力や適性に応じて働く場を拡大するとともに、職場定着、能力開発、工賃向上などに取り組みます。

また、インターンシップなどの様々な就労経験を積むことで、働くことの意義を実感し、社会の担い手の一員として、意欲を持って仕事に取り組むなど生きがいの創出につながるような支援を行います。

ア

一般就労の促進

- 円滑な一般就労・職場定着に向けた社会適応訓練等の活用促進
- 障害のある人への就業に係る心構えや教育・研修の推進
- 障害者の特性に応じた多様な職業訓練の実施と、しごと体験機会の提供による就労意識の醸成
- 就労支援機関側が障害のある人の特性に合った就業を促進する取組の推進
- 重度障害者等の就労に係る適切な支援、訓練の充実
- 職場における障害特性への理解促進や障害を理由とする差別的取扱の禁止徹底
- 中小企業における雇用拡大促進のための支援の充実
- 障害者雇用の好事例の発信やノウハウの蓄積
- 適正な雇用促進のための労働評価の実施と待遇向上
- 公的機関による障害者雇用のさらなる促進
- 県庁舎清掃・公園維持管理業務等の就業機会の提供や県発注建設工事等に係る社会貢献評価制度を活用した障害者雇用状況の評価
- ☐ ○障害特性に応じた働き方やテレワークの推進など多様な就業機会の確保
- 雇用後のミスマッチを防ぐための雇用前実習等の推進
- 住み慣れた地域での適切な就職相談や職業訓練を受けられる体制の構築
- 障害者就業・生活支援センターと市町就労支援センター等関係機関との連携等による重層的な就労支援体制の構築
- 就労支援における医療・就労関係者の連携
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）や障害者就業・生活支援センター、支援機関、企業等との密接な連携による就労、職場定着支援の強化
- 障害のある人の農業への従事や雇用就農等の推進のための農業と福祉の連携強化
- 若年性認知症の人の症状の進行を考慮した就業支援のための多職種によるネットワークの強化

イ

福祉的就労の充実

- 公的機関の物品購入等における優先発注と授産商品の販売など事業受託機会の拡大
- 高品質化促進のための設備導入や作業環境向上への支援
- ☐ ○インターネットを活用した授産商品の販売拡大の推進
- 工賃向上と給付等支援制度の充実
- 障害福祉事業所等に対する優先発注の促進

○：2026年にめざす施策、●：今後さらに検討を深めていく施策

新：新たに実施すべき施策、☐：ポストコロナ社会に向けて実施すべき施策

- コ ○イベント等での授産商品販売拡大の推進
 - 障害のある人に対する農業技術の習得や訓練のための障害福祉事業所の円滑な農業参入の促進
- 新 ○工賃向上のための事業所職員の意識の向上
- 新 ○作業がしやすくなるロボットの導入支援など障害者が働きやすい環境づくり
 - 就労を希望する若年性認知症の人が、一般就労を退職した後であっても症状に応じて福祉的就労へ円滑に移行するための支援ネットワークの充実

実現
したいこと
2

文化芸術活動・スポーツや ユニバーサルツーリズム等の推進

障害のある人の文化芸術活動・余暇活動・スポーツ活動への参加はまだ十分とは言えない状況です。能力や動機に応じた重層的な支援体系を構築するとともに、企業や大学とも連携を図りながら、参加機会や情報提供の拡充を通じて裾野を広げていきます。

また、年齢や障害に関わらず誰もが旅行の楽しみを享受できるような環境を整えることも重要です。

ア

文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の 充実に向けた社会環境の整備

- コ ○ボランティア等の地域活動、多様な文化芸術活動や余暇活動への参加機会の確保
 - 社会参加を楽しむためのソフト・ハード両面からのバリアフリー化の推進
 - 創作した芸術作品の身近な地域での展示・発表への支援
 - 文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備
 - 文化芸術活動を支える指導者の発掘やボランティアスタッフの養成
- 新 ○芸術作品を活用した商品開発や販売等への支援
- 新 ○障害の有無に関わりなく芸術作品をともに発表できる機会の創出に向けた取組
 - 障害者スポーツの絵画展や写真展の開催など、芸術とスポーツが連携した障害のある人の自己実現と交流を図るための社会活動の推進

イ

スポーツに親しめる取組の推進

- 障害のある人が生涯を通じて楽しめる、障害特性に応じたスポーツの普及啓発と参加推進
- 新 コ ○障害のある人が利用しやすいよう配慮されたスポーツ施設の充実など、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことのできる環境の整備
 - 特別支援学校卒業後や一般就労に移行後等もスポーツに親しむことができる情報提供や相談体制の充実
 - 障害のある人へ指導や支援のできるスポーツ指導者の育成
- 新 ○将来のトップアスリートをめざす若年障害者の用具購入支援など、障害のあるスポーツ競技者の競技継続・競技力向上のための経費負担軽減への支援
 - 参加志向者と競技志向者それぞれのニーズに応じた支援
 - e スポーツなど重度障害のある人の社会参加に有効な新競技の検討

ウ

国際交流やユニバーサルツーリズムの推進

- 観光ガイドブック等における県内施設のバリアフリー情報等の発信

- 障害のある人や介助の必要な高齢者が旅行しやすくなるユニバーサルツーリズムの推進
- 宿泊施設の一般客室バリアフリー化の促進
- 海外の障害者支援団体等との交流の促進

実現
したいこと
3

障壁のない生活を営むための 支援体制の整備

障害のある人の権利擁護を推進するため、自ら意思決定するための支援、差別解消と虐待の防止を図るとともに、触法者の支援に取り組みます。

また、障害福祉サービスを充実し、障害のある人の社会参加を促進します。

ア

差別解消と権利擁護の推進

- 障害がある人が意思決定の元となる「経験」をすることへの支援や、意思決定を支援する人の知識・技術の向上
- 相談窓口や相談員の充実など改正差別解消法に対応した取組の推進
- 市町による成年後見制度の活用と相談や連携など意思決定を支える権利擁護支援体制の充実
- 虐待の早期発見・早期支援、深刻化防止のためのネットワークの構築など虐待防止に係る取組の推進
- 障害者差別解消条例の制定に向けた検討
- 様々な状況の障害のある触法者への支援や連携の強化
- 刑事事件や取調べ等における障害特性を十分に理解した上での聴取時間・場所等についての配慮の推進
- 民間協力事業主等を活用した障害のある保護観察者等を対象とした就労の支援
- 選挙における投票時の支援への配慮や不在者投票、在宅投票制度の実施

イ

社会参加のためのサービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護や短期入所等の障害福祉サービスの充実
- 同行援護や行動援護、移動支援など移動に対するサービスの充実
- 重度障害・医療的ケアが必要な人に対応した日中活動系サービスの充実
- 障害福祉サービスの柔軟な運用や地域間格差の解消、適正な報酬の確保
- 緊急時にも安心して障害福祉サービス等が受けられる事業所体制の確保
- ガイドヘルパーの養成
- 通所事業所等の送迎サービスの充実
- 高齢者、障害のある人及び子どもが共に過ごせる、通所・訪問・短期入所等を組み合わせた多機能・共生型サービスの充実
- 心身障害者扶養共済制度の運営
- 特別児童扶養手当や特別障害者手当等の支給による在宅障害児・者への支援
- 在宅の重度心身障害児・者の介護者に対する介護手当の支給
- ひきこもり状態にある人及びその家族等に対するオンライン会議アプリ等を活用した居場所の開設及び相談支援
- 障害者手帳情報にかかるマイナンバーカードやスマートフォンアプリ等の活用と円滑な利用に向けた関係機関との協議

3・「情報」分野

1「めざすべき社会像」



全ての人に、 情報の取得や利用等の 手段が確保され、 互いの理解と思いが 通い合う社会

地域で自立して暮らしたり、社会参加するためには、障害のある人が、自らの意思を表示したりお互いに意思疎通できることや、必要な情報に円滑にアクセスできることは欠かせない条件です。

また、災害や新たな感染症等に備えた緊急時の情報伝達の必要性も高まっています。

さらに、近年のICTの進化によるデジタル社会の進展は、オンライン交流の普及など、外出が難しかった人の参加の機会を促進するという良い面がある一方で、ICT機器を使いにくい人への配慮も必要です。



▲障がい者向けスマホ教室

実現
したいこと
1

意思疎通支援のための 人材の養成や学習機会の確保

手話通訳、要約筆記、盲ろう通訳・介助、失語症者支援、点訳等を行う人材の養成と、人材の地域間格差の解消を推進します。

また、聴覚障害者に対する理解を深めるとともに、手話の基礎を学び、聴覚障害者と積極的に交流できるよう、県民や若者、親子向け等各手話講座の充実を図ります。

さらに、障害のある人がICTを学ぶ機会を増やすとともに、障害特性を理解したICT指導者、ボランティア等を養成します。

ア

意思疎通支援者等の人材の育成

- 手話通訳者・要約筆記者の養成強化
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成
- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成
- 福祉職向け手話講座の開催
- 市町地域生活支援事業等を活用した手話通訳者・奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者等の養成
- 音声機能障害者発声訓練指導者の計画的養成
- ☑ ○パソコンやスマートフォンを使えない在宅障害者のデジタルデバイドの解消

イ

手話等の学習機会の確保

- 手話普及に向けた県民向け各種講座の開催（一部オンラインでの動画制作・配信含む）
- 聴覚障害のある子どもへの手話学習等の支援
- 小中学校等での早期から手話等に親しむための福祉学習の推進
- 行政職員向け手話動画の制作及び普及
- 視覚・聴覚障害者、盲ろう者のICT指導者養成研修の開催
- 日常生活で使用する点字の普及促進

実現
したいこと
2

情報の円滑な取得や伝達体制の整備

情報の取得にあたっては、視覚障害や聴覚障害など様々な障害特性に配慮した情報提供を充実させるとともに、ICT（情報通信技術）を活用した多様な情報提供・取得方法の普及を推進します。

ア

情報の円滑な取得・伝達やICT (情報通信技術) 環境の整備

- ☐ ○視覚障害や聴覚障害など様々な障害特性に配慮した、ICTを含む情報提供と意思疎通手段の充実
 - 聴覚障害者情報センターにおける貸し出し字幕入り映像の充実と利便性向上
 - 字幕放送や解説放送の普及促進
 - 県庁窓口や県立施設における音声認識アプリの積極的活用
 - 知的障害や視覚・聴覚障害など様々な障害のある人がわかりやすい行政情報提供の推進
 - 県広報・県議会広報のユニバーサル化
 - 行政・民間におけるユニバーサルデザインに基づいた広報物・刊行物の発行
 - テレビ番組における手話・字幕スーパーの挿入の推進
- ☐ ○知事記者会見への手話通訳の設置
 - 県主催イベント(行事)等における手話通訳や要約筆記者の配置
- ☐ ○手話通訳・要約筆記等意思疎通支援者の派遣充実と地域間格差の解消
 - 点字図書館における点字刊行物や録音図書(オーディオブック)の貸し出し
- ☐ ○ICT活用が難しい人など情報格差解消への支援
 - 人工喉頭等の日常生活用具への経済的支援と活用のための支援
 - 失語症者向け意思疎通支援者の派遣
- ☐ ○市町と共同による「遠隔手話サービスシステム」を活用した手話通訳や要約筆記サービスの実施
- ☐ ○新型コロナウイルス感染症相談窓口における「遠隔手話サービスシステム」の活用
 - 市町等行政職員の失語症者等理解促進

イ

緊急時の情報アクセシビリティ向上

- 災害時等における各種県相談窓口での「遠隔手話サービスシステム」の利活用
 - Lアラート情報システムの推進
 - ファックスやメール等のコミュニケーション手段を活用した緊急情報の提供
 - 警察職員に対する手話講習の実施
- ☐ ○災害や事故発生時等における障害特性に配慮した意思疎通手段の確保
 - 災害時におけるICTを活用した情報共有の推進
- ☐ ○ICTの利用が難しい人への情報伝達手段の構築
 - スマホアプリ版「ひょうご防災ネット」の配信

ICTの進化と障害者福祉分野での活用

ICTの進化とその活用により、特に意思疎通や情報取得などの「情報」分野で大きな効果が得られると考えられます。また、福祉人材の確保や多様化する働き方への対応を目的とした障害福祉サービス事業所での生産性向上のための活用をはじめ、「ひと」「参加」「まち・もの」分野での様々な活用が期待されます。

このようなICTの進化を踏まえた各分野での取組を進めるとともに、私たちの常識からは想像できないような技術やサービスが開発され使われるようになった場合でも、新技術を敬遠することなく、また行政の自前主義に陥ることなく、失敗を恐れず、民間事業者が提供し世間一般で使われるサービス・技術について、障害特性に応じた活用を積極的に推進していきます。

※ ICT活用に関する主な施策（再掲）

ひと	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害等も見据えた緊急時の家庭とのICTを活用した連絡体制の整備 ○障害福祉サービス事業所等へのICTやロボット等導入支援による生産性の向上
参加	<ul style="list-style-type: none"> ●eスポーツなど重度障害のある人の社会参加に有効な新競技の検討 ○ひきこもり状態にある人及びその家族等に対するオンライン会議アプリ等を活用した居場所の開設及び相談支援 ●障害者手帳情報にかかるマイナンバーカードやスマートフォンアプリ等の活用と円滑な利用に向けた関係機関との協議
情報	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコンやスマートフォンを使えない在宅障害者のデジタルデバイドの解消 ○視覚障害や聴覚障害など様々な障害特性に配慮したICTを含む情報提供と意思疎通手段の充実 ○県庁窓口や県立施設における音声認識アプリの積極的活用
まち・もの	<ul style="list-style-type: none"> ○県立リハビリテーション中央病院と連携したロボットリハビリテーションの推進 ○福祉のまちづくり研究所によるリハビリ支援機器、住環境、移動支援、福祉用具等の研究開発

○：2026年にめざす施策、●：今後さらに検討を深めていく施策

新：新たに実施すべき施策、コ：ポストコロナ社会に向けて実施すべき施策

4 • 「まち・もの」分野

1
めざすべき社会像



全ての人
自らが選ぶ場所で、
安全に安心して豊かに
生活することができる社会

全ての人、自ら住む場所を選ぶことができ、その地域で安全に安心して暮らしていくことができるような環境をめざします。また、そのまちや生活環境は、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等に関わらず、多様な人々が利用しやすく配慮されたデザインとする必要があります。



▲福祉避難所での訓練

実現
したいこと
1住み慣れた地域で
安心して暮らすための体制の整備

住み慣れた地域で安心して暮らすために、障害者支援施設や精神科病院からの地域移行と地域定着、居場所づくりや親亡き後の生活のための成年後見制度の体制整備や医療支援型グループホームの整備を進めるとともに、多様な住まいを確保するため、グループホームの開設・居住支援、公営住宅の活用等に取り組みます。加えて、障害福祉サービスの報酬改定等の国の制度設計を踏まえ、グループホーム利用者をはじめとした地域移行に向けた支援方を検討します。

また、地域での居住支援のための相談、緊急時の受け入れ対応等を行う地域生活支援拠点等の整備に向け、協議会における連携を基礎とした地域の社会資源を生かした一体的な運営を行うことができる体制構築に取り組みます。

ア 地域生活支援体制の充実

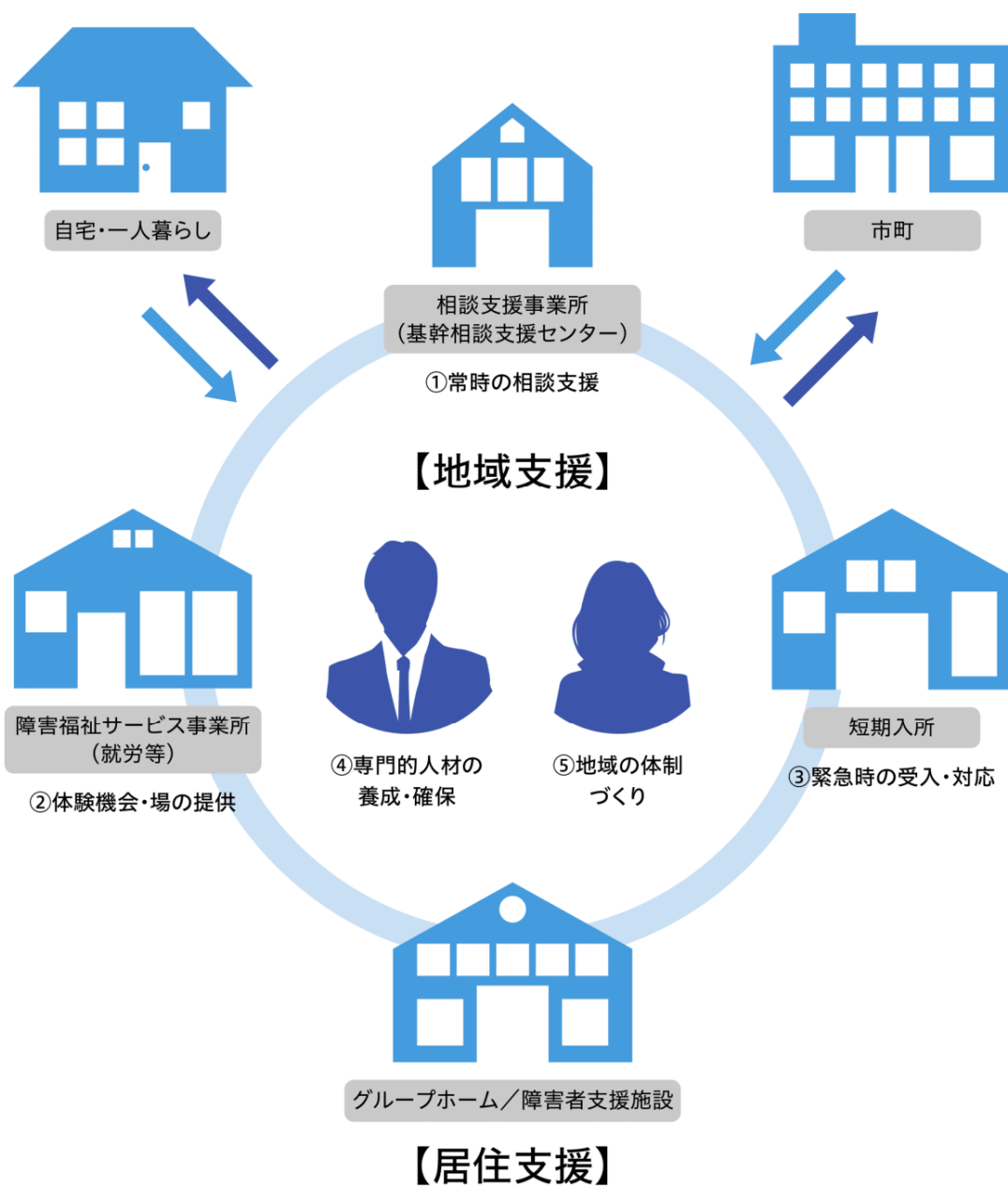
- 強度行動障害者の地域生活の支援（行動障害の低減化のための集中支援）
- 新** ○強度行動障害スーパーバイザーの養成
- 精神科病院入院患者等の地域移行・地域定着を支援
- 障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援
- 親亡き後を見据えた成年後見制度の体制整備及び活用のための支援
- コ** ○地域生活支援拠点等の整備と有機的な連携
- 無年金外国籍障害者への基礎的生活の保障を目的とした給付金の支給

イ 住まいの充実

- グループホーム入居者に対する家賃の支援
- グループホーム開設時における初度備品の購入や開設経費の支援
- 医療支援型グループホームの整備促進
- 報酬改定等の国の制度設計を踏まえたグループホーム利用者等の地域移行に向けた支援方策の検討
- 住まいに関する相談やリフォームに関するアドバイス支援の推進
- 住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進と賃貸住宅事業者に対する啓発
- 障害のある人が可能な限り自分の意見で居住地・住居形態の選択を行えるようにする支援姿勢の定着・強化
- 公営住宅の活用と福祉・住宅部門の連携強化
- 施設コンフリクトへの対応の検討

○：2026年にめざす施策、●：今後さらに検討を深めていく施策

●**新**：新たに実施すべき施策、●**コ**：ポストコロナ社会に向けて実施すべき施策



実現
したいこと
2

利用しやすく質の高い サービス提供環境の構築

障害の状況等によっては施設への入所が必要であることから、施設的环境整備や機能の充実を図ります。また、身近な地域でリハビリテーションを受けられる体制の整備、各種医療費の助成、障害特性に対応できる医療専門職の研修、こころのケアなど、障害のある人に必要な医療を充実します。

また、病院や入所施設、グループホーム等における不適切な身体拘束の廃止や障害者虐待防止の取組を進める必要があります。

ア 施設におけるサービスの充実

- 重症心身障害児・者の入所を委託している民間施設に対する運営費の補助
- 障害の重度化や高齢化に対応した入所施設的环境整備
- 障害のある子どもの入所施設的环境整備
- 入所施設やグループホーム等での不適切な身体拘束の廃止
- 障害福祉サービス事業者への権利擁護・虐待防止の啓発
- 自立支援給付費の適切な給付

イ 保健・医療体制の充実

- 県立障害児者リハビリテーションセンターの運営等子どもから大人まで身近でリハビリできる環境の整備
- 県立リハビリテーション中央病院と連携したロボットリハビリテーションの推進
- 脳性まひ等肢体不自由児者に係る療法士研修事業の実施
- 自立支援医療費の適切な給付
- 介護老人保健施設等による障害児・者短期入所受入体制の充実
- 空床確保による医療的ケア児等のための医療提供体制の確保
- 重度障害のある人に対する医療費等の一部助成
- 心身障害児・者に対する歯科保健指導の実施
- かかりつけ医等発達障害対応力の向上
- 精神保健医療体制の充実
- 精神科救急医療体制の強化
- 人権に配慮した適正な精神科医療の確保
- 総合的な依存症対策の推進
- ☑ ○自殺ハイリスク要因を抱える人への支援強化等総合的な自殺対策の推進
- ☑ ○新型コロナウイルス感染症に対応したこころのケア支援の実施
 - こころのケアの充実
- 新 ○地域のでんかん診療における連携体制の整備
 - 難病その他特定疾患のある人に対する医療費の一部助成
 - 重症難病患者に向けた入院施設の確保
 - 難病患者等への保健指導の実施
 - 難病相談センターにおける医療相談や療養生活相談の充実
 - 音楽療法の定着を促進
 - 電動車いす等補装具の判定機会の確保
- ☑ ○障害特性に対応できるかかりつけ医や看護師、保健師等の確保
 - 生活習慣病予防や介護予防、禁煙・受動喫煙防止等の取組の推進
- ☑ ○新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の確保

利用しやすく配慮されたまちづくりの実現

障害のある人が地域で暮らし、社会活動をするためには、そのまちやものがユニバーサルデザイン化されている必要があります。県立施設や公共交通機関のバリアフリー化等により、都市や生活環境を多様な人々が利用しやすいようにデザインするとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報の提供など、防災・防犯対策を進めます。

ア

ユニバーサルデザインの推進

- 商業施設や病院等における「兵庫ゆずりあい駐車場」の導入及び適正利用の促進
- 福祉のまちづくり研究所によるリハビリテーション支援機器、住環境、移動支援、福祉用具等の研究開発
- 福祉機器展示3施設連携事業（展示会や施設職員向けセミナー等）の実施
- 福祉のまちづくりアドバイザーによるチェック&アドバイス及びひょうごユニバーサル施設の認定
- 県立施設や公共交通機関のバリアフリー化促進
- 県営住宅の長寿命化を推進
- 公営住宅におけるバリアフリー化の推進
- 障害のある人にとって使いやすい製品や設備の充実
- ユニバーサルアドバイザーを活用した、ユニバーサル理念等の普及及び助言
- 県庁舎及び県立施設のバリアフリー情報の積極的な発信

イ

防災・防犯対策の推進

- 避難行動要支援者のための個別避難計画の作成等の強化
- ひょうご防災ネットの運営
- 耐震・耐火構造を備えた福祉施設等を福祉避難所として活用
- 障害特性に応じた福祉避難所の確保
- 避難所等における障害のある女性のための配慮の推進
- ☐ ○感染症や自然災害発生時の事業継続計画（BCP）の策定支援
- 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の体制整備
- 災害ボランティアセンターの安定運営
- 兵庫県災害福祉広域支援ネットワークの取り組みの具体化
- 災害時の施設等におけるインフラ確保のための支援
- 非常用自家発電設備の障害者施設等への整備促進
- 福祉施設等の耐震化の促進
- ひょうごDWA T（災害派遣福祉チーム）の整備
- ☐ ○新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等提供協力体制の整備
- 障害者等の特殊詐欺等被害の防止・啓発
- 高等学校・特別支援学校等における消費者教育等の推進
- 金融リテラシーや消費者トラブル防止のための消費者教育の充実
- 消防団や自治会など様々な地域社会活動と施設との連携
- 警察やまちづくり防犯グループ、自治会等との連携を通じた防犯情報の提供